

驚きの医療費請求に対するあなたの権利と保護

病院や通院外科診療所などのネットワーク内の医療施設で救急医療を受けたり、ネットワーク外のプロバイダーによる治療を受けた場合、差額請求から保護されます。この場合、保険の自己負担金額、共同保険、および/または控除額を超えて請求されることはありません。

「差額請求」とは（「驚きの請求」と呼ばれることも）？

医者やその他の医療機関にかかった時、一定の私費、例えば自己負担金、共同保険、控除額を支払う場合があります。医療提供者に診てもらったり、健康保険のネットワークにない医療施設にかかった場合は、追加費用がかかるか、全額を支払う必要があります。

「ネットワーク外」とは、医療サービス提供のため、あなたの健康保険と契約を結んでいないプロバイダーおよび医療施設を意味します。ネットワーク外のプロバイダーは、サービスに対して保険で補償される金額と全額の差額を請求できる場合があります。これは、「差額請求」と呼ばれています。この金額は、同じサービスの場合でも、ネットワーク内のコストを超える可能性があり、保険の控除可能額または年間の自己負担限度額にカウントされない場合があります。

「驚きの請求」とは、予期せぬ差額請求を指します。これは、緊急事態が発生した場合や、ネットワーク内の医療施設で診療の予約をしたが、ネットワーク外のプロバイダーによって予期せぬ治療が施された場合など、誰がケアに関与するかを管理できない場合に発生する可能性があります。驚きの医療費請求は、治療やサービスによっては数千ドルかかる可能性があります。

以下の差額請求からあなたを守ります：

救急サービス

緊急の病状があり、ネットワーク外のプロバイダーまたは医療施設で救急のサービスを受ける場合、最大請求額は、保険のネットワーク内の費用共同負担額（自己負担、共同保険、控除額など）となります。これらの救急サービス料金の差額を請求されることは**ありません**。これには、容体安定後に受ける可能性のあるサービスが含まれます。（書面による同意で、容体安定後のサービスに対して差額請求がされないための保護を放棄する場合を除く）

カリフォルニア州法に関する情報については、以下を参照してください。

病院や通院外科診療所など、ネットワーク内の医療施設での特定のサービス

病院や通院外科診療所などのネットワーク内の医療施設からサービスを受ける場合、特定のプロバイダーがネットワーク外である場合があります。このような場合、これらのプロバイダーが請求できるのは、保険のネットワーク内の費用共同負担額です。これは、救急医療、麻酔、病理学、放射線学、検査室、新生児学、外科医助手、病棟総合医、または集中治療専門医のサービスに適用されます。これらのプロバイダーは、差額を請求することは**できず**、差額請求の保護を放棄するよう求めることも**できません**。

これらのネットワーク内の医療施設で他の種類のサービスを利用する場合、書面による同意で保護を放棄しない限り、ネットワーク外のプロバイダーは差額を請求**できません**。

差額請求の保護を放棄する必要は一切ありません。ネットワーク外のケアを受ける必要もありません。保険のネットワーク内でプロバイダーまたは医療施設を選ぶことができます。

カリフォルニア州法に関する情報については、以下を参照してください。

残高請求が許可されていない場合は、以下の保護も含まれます：

- 費用の一部のみを支払う責任があります（自己負担金額、共同保険、ネットワーク内のプロバイダーまたは医療施設に支払う場合の控除額など）。あなたの健康保険によって、ネットワーク外のプロバイダーや医療施設に直接追加費用が支払われます。
- 一般的に、あなたの健康保険では以下が必須となっています：
 - 事前に医療サービスの承認を得ることなく、救急サービスを補償します（「事前承認」とも呼ばれます）。
 - ネットワーク外のプロバイダーによる救急サービスを補償します。
 - プロバイダーまたは医療施設に支払うべき金額（費用共同負担）は、ネットワーク内のプロバイダーまたは医療施設に支払う金額に基づいて、保険給付明細書にその金額を示します。
 - 救急サービスまたはネットワーク外の医療サービスに支払う金額を、ネットワーク内の控除可能および自己負担の最高額にカウントします。

カリフォルニア州法：カリフォルニア州法には、一般に、ノーサプライズ法（この通知に記載）と同様の差額請求保護が含まれていますが、差額請求の禁止は、検査室や放射線室などの追加のネットワーク内の医療施設で受けられるサービスにも適用されます。カリフォルニア州には、保険金請求に関連する問題を解決するための独自の紛争解決手続きもあります。これには、カリフォルニア州保険局を通じて開始できる不適切な差額請求書の受領に関するプロバイダーとの紛争が含まれます。

間違った請求が疑われる場合は、連邦政府の「差額または驚きの請求保護法」の施行を担当するHHS No Surprises Helpdesk (1-800-985-3059) に連絡してください。連邦政府の電話番号（情報を得る場合や苦情の申し立て）：**1-800-985-3059**。連邦法に基づくあなたの権利の詳細については、www.cms.gov/nosurprises/consumersにアクセスしてください。

紛争解決手続きを開始する方法など、**カリフォルニア州法に基づくあなたの権利の詳細については、**州による「差額または驚き請求保護法」の施行を担当する保険局ヘルプセンターのウェブサイトwww.insurance.ca.gov/01-consumers/101-help/index.cfmへアクセスするか、**1-800-927-4357**まで、お電話でお問い合わせください。

本書は、請求書ではありません。あなたは、ネットワーク内での費用共同負担義務に対して、健康保険から情報を受け取るまで、プロバイダーへのいかなる支払いに対しても責任を負いません。

本通知は、CityofHope.org/nosurprisebillingにおいて、本言語を含む14言語でご利用いただけます。

